

下越福祉行政組合告示第4号

出納員に委任した事務の再委任について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、別表第1左欄に掲げる出納員は、同表中欄に掲げる分任出納員に、同表右欄に掲げる事務をそれぞれ再委任する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。

別表第1

| 出納員 | 分任出納員 | 再委任事務 |
|------|--------------------|---|
| 事務局長 | 中井さくら園の職員のうち指定するもの | ・中井さくら園児童部短期入所事業運営規程(平成21年下越障害福祉事務組合告示第6号)第8条、中井さくら園児童部管理運営規程(平成24年下越障害福祉事務組合告示第2号)第7条及び中井さくら園成人部管理運営規程(平成24年下越障害福祉事務組合告示第3号)第8条の規定による利用者負担金の収納に関する会計事務 ・作業収益金及び給食費の収納に関する会計事務 |
| | ひまわり荘の職員のうち指定するもの | ・ひまわり荘管理運営規程(平成13年下越障害福祉事務組合訓令第1号)第13条の規定による利用者負担金の収納に関する会計事務 ・作業収益金及び給食費の収納に関する会計事務 |